

身体障がい者手帳(新規・再交付)の手続きについて

対象者：視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性)機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能に障がいのある人。

内容：障がいの程度により1級から6級まで手帳には区分があり、各種の制度を利用するには手帳の交付を受けることが必要です。

◎手続き：初めて手帳を作るとき(新規)

他の障がいが加わったとき、障がいの程度がかわったとき(再交付)

1. 障がい福祉課で所定の診断書用紙を受け取る。
↓
2. 指定医師の診断を受ける。
↓
3. 障がい福祉課で申請手続きをする。

●申請手続きに必要なもの●

1. 指定医師の診断書(3か月以内のもの)
2. 顔写真1枚 たて4cm、よこ3cm
 - ・1年前までに写したもの
 - ・脱帽で本人のみ写っているもの
 - ・スナップ写真の切り抜き、証明写真、写真用用紙(光沢紙)に印刷した写真(※コピー用紙への印刷写真は不可)
3. 印かん(ご本人のもの)

同居家族以外の方が申請する場合は窓口に来る方の印かんも必要です

(4. 再交付の方は今お持ちの身体障がい者手帳)

4. 大阪府で審査。該当する場合は手帳が作成される。
※申請から約1か月半から2か月程度で作成されます。しかし、診断書の内容などに疑義が生じた場合は4か月程度かかることがあります。
※手帳の発行までの時間が長くかかる場合、または却下の場合は障がい福祉課から連絡します。

裏面に続きます。

手帳は他人に譲り渡したり、
貸したりすることはできません

5. 障がい福祉課で手帳を交付します。

※障がい福祉課より、封書にてご案内します。

●手帳交付時に必要なもの●

1. 印かん（ご本人のもの、同居家族以外の方が受け取りに来られる場合
は窓口に来る方の印かんも必要です）
2. 障がい福祉課からの通知
3. 健康保険証
- (4. 再交付の方は今お持ちの身体障がい者手帳)

-----非課税世帯の方（診断書料の返金対象となる方）-----

5. 本人名義の通帳（ない場合は家族のもの）
6. 診断書作成のためにかかった費用の領収書

※手帳が非該当になったときも診断書料の返金はできます。

※ お体の事情などで、障がい福祉課の窓口に来られない場合は、
障がい者相談支援センターに代行申請を頼むことができます。

代行申請、または手帳の手続きに関してご質問がありましたら、障がい福祉課に
お問い合わせください。

障がい福祉課 四條畷市中野本町1-1
電話 072-877-2121 内線 671~677
FAX 072-879-2596